

文化庁文化交流使事業（Japan Cultural Envoy）について

【目的・趣旨】

文化庁では、芸術家・文化人等を一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動や、諸外国の芸術家・文化人等とのネットワークの形成・強化につながる活動を展開している。

【概要】

文化交流使の活動の概要は以下のとおり。

① 概要

芸術家・文化人等を海外へ派遣し、それぞれの専門分野における実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換、情報発信等を行う。

※芸術家・文化人等には、複数の芸術家・文化人等で構成された1組の文化交流使とみなすことがふさわしいと文化庁が判断したものも含まれる。

② 指名期間

原則として1か月以上12か月以内（最長1年）

※1か月につき8回以上、文化交流使としての活動を行う。

③ 文化庁の負担

交通費、現地滞在費（定額の宿泊費と日当）、現地での活動経費（活動期間に応じた定額の謝金）等

【活動実績】

平成15年度から29年度までに、伝統音楽や舞台芸術、生活文化やポップカルチャーといった多様な分野で活躍する芸術家・文化人等、延べ133名と26組（団体）の文化交流使が世界82か国で活動を行っている。

※実績は、現地滞在者型（平成15年度～平成21年度）及び短期指名型（平成20年度～25年度）を含む。

【指名手続】

・文化交流使は、「文化交流使事業委員会」（※）の推薦を経て、文化庁長官によって指名される。

※「文化交流使事業委員会」は、文化交流使事業の適正・効率的な執行を担保するため、文化庁長官の下に置かれる委員会であり、関係行政機関、学識経験者等から構成される。

・候補者選定に当たっては、外務省在外公館及び国際交流基金海外事務所の協力を受け、諸外国における芸術家・文化人等のニーズ調査を行っている。